

## ○広島県生活排水浄化対策推進要綱

昭和五六年五月一日施行  
改正 平成八年七月四日(全面改正)

### (目的)

第一条 この要綱は、公共用水域の水質を保全する上において生活排水の浄化対策の推進が極めて重要であることにかんがみ、生活排水浄化対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、この対策の総合的な推進を図り、もって県民の生活環境を保全することを目的とする。

### (基本方針)

第二条 人の生活により発生する排出水の浄化又はその汚濁負荷量を低減するため、下水道、農業集落排水処理施設等の集合処理施設の整備の外に、県、市町村及び県民が実施すべき生活排水の浄化対策の基本方針は、次のとおりとする。

- 一 家庭等における厨房、入浴、洗たく等の生活雑排水によって生ずる汚濁負荷量の削減及びその質的改善を図ること。
  - 二 合併処理浄化槽の設置・整備を促進すること。
  - 三 浄化槽の適正な維持管理を図ること。
- 2 前項の方針を具体的に推進するため、県及び市町村は普及啓発事業、合併処理浄化槽の普及促進事業など生活排水浄化対策に関する施策を推進するとともに、生活排水の浄化に関するコミュニティ活動の振興を図るものとする。

### (県の役割)

第三条 県は、生活排水浄化対策に関する施策として、次の事項を実施するものとする。

- 一 マス・メディアによる広報活動の実施及びパンフレット等広報資料の作成・配付
- 二 講演会及び事例発表会等の開催
- 三 実践活動の推進及び普及に関する指導
- 四 生活排水に係る水質汚濁進行地域に関する調査・指導
- 五 生活排水の浄化及び処理に関する調査・研究
- 六 生活排水の処理施設の整備に関する指導・援助
- 七 浄化槽の放流水の監視・指導及び浄化槽法定検査制度の普及啓発

### (市町村の役割)

第四条 市町村は、生活排水浄化対策の推進に関し、次の事項の実施に努めるものとする。

- 一 実践活動に対する指導・援助
- 二 広報活動による地域住民の意識の啓発
- 三 合併処理浄化槽の整備に係る普及啓発・援助
- 四 浄化槽の適正な維持管理及び処理に関する普及啓発
- 五 浄化槽清掃業者の指導及び浄化槽汚泥の適正処理

### (県民の役割)

第五条 県民は、生活排水の浄化に関し、次の事項の実施に努めるものとする。

- 一 生活排水中の汚濁物質の除去及び前処理の励行
- 二 合併処理浄化槽の設置
- 三 地域で実施する生活排水浄化対策への協力
- 四 浄化槽の適正な使用及び維持管理の励行

### (協議会の設置)

第六条 県は、学識経験者等を構成員とする「生活排水浄化対策推進協議会」を設けて、生活排水浄化対策の推進に関する基本的事項の協議、検討を行うものとする。

なお、保健所・保健所支所単位に、市町村、県の関係地方機関及び地域関係団体等を構成員とする「地域生活排水浄化対策推進協議会」を設けて、生活排水浄化対策の具体的な実施方法及び地区組織活動の育成等に関する協議、検討を行い、実践活動の拡大及びその継続に努めるものとする。

(広島県生活排水浄化対策推進要綱)

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、生活排水浄化対策の推進に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成八年七月四日から施行する。